

## Ⅶ. 用語解説（５０音順）

### あ行

#### い

- ・ 維持補修費

施設などの維持修繕に要する経費。

- ・ 一般財源

特別区民税、特別区交付金、地方消費税交付金、地方譲与税など、使い道が指定されていない財源。純資産変動計算書の「一般財源」は、「使用料・手数料」「分担金、負担金、寄付金」以外の今年度に入るべき金額（過年度分を除く収入済額と未収金額の合計）。

- ・ 移転支出的なコスト

他の主体に移転して効果が生じるコスト。（区民や他団体等の支出に対する給付・補助など）

### か行

#### か

- ・ 回収不能見込額

区税などの滞納額のうち、将来回収することが困難と見込まれる額を過去の実績をもとに計上したもの。

- ・ 回収不能見込計上額

今年度の回収不能見込額の増減額。（当年度の不能欠損額、貸借対照表に計上した回収不能見込額の前年度と当年度の差額を計上したもの）

- ・ 貸付金、出資金等の回収等による財源増

投資及び出資金の回収、貸付金の回収、基金の取り崩しなどによる財源の変動。

- ・ 貸付金、出資金等への財源投入

基金、投資及び出資金、貸付金などに投じた財源の変動。

- ・ 科目振替

減価償却や地方債の返済など、純資産を構成する科目間での資金の変動。

#### き

- ・ 基金

特定の目的のために準備された元手となる資金。

- ・ **期首純資産残高**

前年度の純資産残高。

- ・ **基礎的財政収支（プライマリーバランス）**

借金を除いた税収などの正味の歳入と、借金返済のための元利払いを除いた歳出との収支。財政の健全性を示した指標でプライマリーバランスとも呼ばれている。収支が均衡している（黒字）場合は、借金に頼らない行政サービスをしていることを示す。

- ・ **行政財産**

行政上の用途・目的に供される公有財産。

## く

- ・ **繰延勘定**

本来は費用または収益であるが、期間損益を正しく計算する必要から、資産として処理された勘定。長期前払費用と繰延資産とをいう。

## け

- ・ **経常行政コスト**

行政サービスを提供するために要した経費。

- ・ **経常収益**

施設使用料など、行政サービスの対価として利用者が負担する費用。

- ・ **経常的収支**

日常の行政サービスにかかる収支。

- ・ **減価償却費**

有形固定資産が経年劣化等に伴い、価値が減少したと認められる額。

- ・ **減価償却による財源増**

公共資産の減価償却に対応する財源の変動。

- ・ **減債基金**

地方債（借入金）の償還を計画的に行うために積み立てられた基金。

## こ

- ・ **公営事業会計**

法律の規定により、特別会計を設けてその経理を行わなければならない事業会計。

- ・ **公共資産**

区が所有する資産のうち、長期間にわたって行政サービスの提供に用いられる固定資産。

- ・ **公共資産除売却損益**  
公共資産を除去した場合は帳簿価額、売却した場合は帳簿価額と売却額との差額。
- ・ **公共資産処分による財源増**  
公共資産の除売却で資産を処分したことによる財源の変動。
- ・ **公共資産整備一般財源等**  
公共資産の形成に充てられた一般財源等。
- ・ **公共資産整備収支**  
公共資産を整備するための支出と財源。
- ・ **公共資産等整備国都補助金等**  
公共資産の形成に充てられた国庫支出金、都支出金の累計額。
- ・ **公共資産整備への財源投入**  
公共資産を形成するために投じられた財源の変動。
- ・ **固定負債**  
返済期限が1年を超える債務。

## さ行

### さ

- ・ **歳計現金**  
地方公共団体の収入・支出に係る現金で、日々の支払に充てるための資金(支払い準備金)。
- ・ **災害復旧事業費**  
災害により被災した施設を復旧するための経費。
- ・ **財政健全化法**  
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」。地方公共団体の財政の「早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化」を目的に、平成19年6月に公布された法律で、4つの健全化判断比率および資金不足比率を算定・公表し、その指標が基準以上となる場合は、議会の議決を経て早期健全化計画等を策定することが義務づけられた。
- ・ **財政調整基金**  
年度間の財源の不均衡をならすための積立金で、地方財政法で設置が義務付けられている基金。

## し

- ・ **資産評価差額**

「売却可能資産」の評価替えなどの差額や「投資及び出資金」の時価評価と取得原価との差額などの合計額。

- ・ **資産評価替えによる変動額**

資産評価差額の増減額。

- ・ **支払利息**

地方債の利子、一時借入金利子及び債務負担行為履行額のうち利息相当額。

- ・ **社会保障給付**

生活保護や医療費助成などの扶助費。

- ・ **収入未済額**

当該年度の歳入として調定した収入のうち、出納整理期間までに納入されなかった額。

- ・ **純経常行政コスト**

経常行政コストから経常収益（受益者負担額）を差し引いたもの。

- ・ **純資産**

資産総額から負債総額を引いた額。

- ・ **賞与引当金**

来年度に支払うことが予定されている賞与（期末手当、勤勉手当）のうち、今年度の負担相当額。

- ・ **賞与引当金繰入額**

来年度に支払うことが予定されている賞与（期末手当、勤勉手当）のうち、今年度の負担相当額。貸借対照表の賞与引当金と同額。

- ・ **使用料、手数料**

施設等を利用したときの使用料や各種証明書の発行手数料など。

- ・ **人件費**

議員及び委員等の報酬、特別職及び職員の給与など。

## す

- ・ **出納整理期間**

会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとされているが、当該年度末までに確定した債権債務について所定の手続を完了し、現金の未収未払の整理を行うための期間。会計年度終了後、翌年度の4月1日から5月31日までの2ヶ月間。

## そ

### ・総務省方式改訂モデル

平成 18 年から始まった新地方公会計制度研究会によって示された二つのモデル（基準モデルと総務省方式改訂モデル）のうちの一つ。

既存の地方財政状況調査（決算統計）のデータを活用して財務諸表を作成するモデル。

### ・その他一般財源等

公共資産の形成に充てない一般財源等。

### ・その他行政コスト

経常行政コストの各項目に該当しない行政コスト。

### ・その他行政コスト充当財源

一般財源のうち、地方税（特別区税）、地方交付税以外の特別区交付金など。

### ・その他定額運用基金

定額の資金の運用を目的とする基金。

### ・その他特定目的基金

特定の目的のために積み立てられた基金。

## た行

## た

### ・退職手当引当金

特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額。

### ・退職手当引当金繰入等

将来の退職手当の今年度に属する費用。

### ・滞納繰越

前年度以前に課税されたが、課税した年度内に完納されなかったため翌年度以降に繰り越された税額分。

### ・他会計等への支出額

特別会計などの普通会計（一般会計）以外の会計に対する支出額。

### ・他団体への公共資産整備補助金等

他団体の公共資産整備に対する補助金及び負担金など。

### ・短期借入金（翌年度繰上充用金）

翌年度の歳入を繰り上げて今年度の歳入に充てる額。当該年度の歳入と歳出の差額がマイナスの場合に計上される。

## ち

### ・ 地方交付税

国から交付される使い道が特定されていない地方公共団体固有の財源。

### ・ 地方財政状況調査

「決算統計」ともいわれ、すべての市町村が、普通会計の決算状況について分析する調査。総務省が調査結果を収集・分析し、これを白書などの報告書類の形で国会・地方公共団体・国民に報告・公表している。

### ・ 地方債償還等に伴う財源振替

公共資産の整備に係る地方債償還額（借入金返済額）の変動。

### ・ 地方税

区民税、たばこ税、軽自動車税などの税金が該当します。

### ・ 長期延滞債権

区税などの滞納額のうち、一年以上滞納している額。

### ・ 長期未払金

複数年度にまたがる事業で、契約などにより後年度の支払が既に確定しているものうち、翌々年度以降支払額。

## と

### ・ 投資及び出資金

有価証券や外郭団体等への出資金。

### ・ 投資、財務的収支

公営企業や外郭団体への出資金・貸付金、地方債の償還などの経費と財源。

### ・ 投資損失

当該年度の投資及び出資金についての損失額を示します。

### ・ 投資損失引当金

投資及び出資金についての損失額。

### ・ 特別区交付金

特別区の区域が大都市として、一体的に発展してきた歴史的な沿革などから、都と区で事務を分担する必要があるため、また特別区相互間の税源の偏在を調整して行政水準の均衡を図る必要があるため、都が課税する税から一定の部分を一定のルールに基づいて、23区各区に必要な額を配分する制度。

### ・ 土地開発基金

土地の取得のために積み立てられた基金。

## は行

### は

#### ・売却可能資産

公共資産のうち、当該年度末現在、行政目的に使用されていない資産を再調達価格による評価額で計上したもの。

### ふ

#### ・普通会計

地方公共団体の財政状況を相互比較しやすくするため、総務省の基準（地方財政状況調査）に基づいて再構築した会計。本区においては、一般会計から介護サービス事業経費、駐車場事業経費等を除き、病院施設会計と用地会計を加えたもの。

#### ・普通財産

公有財産のうち、行政財産以外の一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などをしたり、私権を設定したりすることができる。

#### ・物件費

旅費、光熱水費、委託料、備品購入費などの経費。

#### ・不納欠損額

既に調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまった場合や、法令に基づいて債務を免除した場合などについて、損失として処分を行った額。

#### ・分担金、負担金、寄付金

特定な事業に充てるために、受益者から徴収する分担金・負担金及び寄付金。

### ほ

#### ・補助金等

各種団体などの第三者に対する負担金、補助金及び交付金の額。

#### ・補助金等受入

国庫支出金及び都支出金。

## ま行

### み

#### ・未収金

区税などの滞納額のうち、今年度分の滞納額。

・未払金

複数年度にまたがる事業で、契約などにより後年度の支払いが既に確定しているもののうち、来年度の支出予定額。

む

・無償受贈資産受入

寄付等により資産を無償で受贈した場合の受贈時の貸借対照表計上額。

や行

ゆ

・有形固定資産

区が保有する公有財産のうち、道路、学校、庁舎などの不動産及び動産。

よ

・翌年度償還予定地方債

翌年度に返済しなければならない借入金。

・翌年度支払予定退職手当

来年度に支払う退職手当の予定額。

ら行

り

・流動資産

現金または現金化しやすい資産。主に1年以内に現金化・費用化できる資産。

・流動負債

返済期限が1年以内の債務。

・臨時損益

経常的でない特別な事由に基づく損失が発生した場合の費用等。

ろ

・路線価

宅地の評価額の基準となる価格。道路に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価格。



